

# 平成21年度包括外部監査結果について

～テーマ「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般」～

## ◆監査結果の整理

| 視点   | 「問題点」及び「指摘又は主な意見」  | 対応方針   |
|--|--|--|
| 事務処理の効率化   | <p>1 教育委員会の組織及び事務分掌</p> <p>問題点 ・事務分掌が細分化されているため、一貫性のある合理的な事務処理が阻害されたり、責任の所在が曖昧になったりしているのではないかという疑問があり。</p> <p>意見 ・事務処理の効率化、責任の所在の明確化、手続の適正化の観点から、事務処理の一元化を図る方向で事務分掌を見直すべき。</p> | <p>・「授業料に関する事務」について、H22年度組織改正において学校政策課に一元化した。</p>  |
|  | 経済合理性の追求   | <p>2 各種契約</p> <p>①一者随意契約の問題点</p> <p>問題点 ・合理的とは思われない理由により一者随契をしているケースが見受けられる。</p> <p>意見 ・すべての契約について、改めて何らかの形で価格競争を実施する方向を模索するべき。</p> <p>②相見積もりの問題点</p> <p>問題点 ・過去ほぼ同じ相手に見積依頼をし、委託金額もあまり変動していないケースがある。</p> <p>指摘 ・もっと多くの業者に見積依頼をすとか積極的に見積依頼業者の変更を検討するべき。</p> |
| <p>③入札の問題点</p> <p>問題点 ・指名競争入札で指名者数が少ないものがある。<br/>・一般競争入札で入札参加数が少ないものがある。</p> <p>指摘 ・可能な限り多くの業者が入札に参加できるようにすべき。</p> |  |  |

2

法的な位置づけや権利関係の確認

|                |                                    |
|----------------|------------------------------------|
| 3 未利用財産の活用, 処分 |                                    |
| 問題点            | ・ 財産的価値が高い不動産や未利用期間が長期化している不動産がある。 |
| 指摘             | ・ 未利用財産は, 具体的な処理方針を改めて検討し直すべき。     |

・ 徳島県未利用地等処理要綱に従い, 「公有財産活用推進会議」や「公有財産リフレッシュ会議」において審議・検討している。

・ 引き続き計画的な未利用財産の売却に努力する。

|              |  |
|--------------|--|
| 4 県立総合教育センター |  |
| 問題点          | ・ 有料貸出が少なく, 研究室等は利用率が低いものや統計をとっていない部屋がある。                          |
| 意見           | ・ 利用状況を記録することはもちろん, 具体的な利用の方法を再検討し, 一般への貸し出しをもっと広報するなどして利用促進を図るべき。 |

・ 具体的な利用の方法を検討し, なお一層の利用促進に努める。

|       |   |
|-------|---|
| 5 授業料 |   |
| 問題点   | ・ 減免審査会が年1回のみ開催であったり, 時効消滅した授業料の不納欠損処分が適切にできていない。 |
| 指摘    | ・ 授業料は歳入に関する事項であることから, 法的根拠等を検討した上で取り扱うことが必要。     |

・ 徳島県立学校授業料等減免審査委員会の運用や不納欠損処分の適正化を図る。

|       |   |
|-------|---|
| 6 奨学金 |   |
| 問題点   | ・ 延滞利息の処理や, 保証人への履行請求ができていない。   |
| 指摘    | ・ 検索可能な管理をし, 適切な時効中断, 延滞利息の処理を行うことが必要で, また, 保証人に対する保証債務の履行請求を行うことも必要。 |

・ 管理システムの更新や保証人への履行請求について, 問題点の整理を行ったうえで, 必要な検討を行う。

|            |   |
|------------|---|
| 7 県立学校の実情  |   |
| ①物品の寄附, 管理 |   |
| 問題点        | ・ 学校に存在する物品で寄附手続きができていないものが多数存在。                  |
| 指摘         | ・ 物品はその所有が曖昧な状態で使用すべきではなく, 教育委員会は適切な寄附受付等を指導するべき。 |

・ 手続きの適正化に努める。

学校運営に必要な費用の充実

②自動販売機の設置や収入の扱い、PTA会費その他学校関連経費の管理

問題点 ・自動販売機会計や学校関連会費から、本来県費によってまかなうべきではないかと思われる経費の支出があり。

指摘 ・自動販売機は県と業者が直接契約し、その収入は県に帰属するよう改め、学校運営に必要な経費は県費から支出すべき。

③エアコンの設置

問題点 ・維持費の負担率が学校ごとに異なったり、エアコン会計の取り扱いが不適切なケースあり。

意見 ・エアコンは県費負担による設置が望ましい。

・報告書の提出を受け、直ちに、各学校長に対し通知文書を発送し、周知徹底を図った。

<主な内容>

- ・予算、執行、決算の各段階において、使途の明確化を図るとともに、説明責任を果たすこと。
- ・会計の管理にあたっては、公費に準じた内部チェック体制を確立すること。
- ・決算状況のPTA総会への報告や、今後の予算執行においてPTAの意思決定を受けるなど、監査人の意見を踏まえた適切な対応について留意すること。

指摘・意見に対する措置

8 平成17年度文化の森に関する指摘・意見の措置状況

- 意見
- ・指摘・意見については、形式的な対応をするのではなく、指摘・意見の趣旨に沿った形で措置を講ずるべき。
  - ・措置内容の公表が概要のみにとどまっているが、詳細を公表すべき。
  - ・措置を講じていないものについて、その旨及び理由を公表するとともに、検討中のものは、定期的にその状況を公表すべき。

・今回の意見を踏まえ改善に取り組む。

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

平成21年度包括外部監査結果報告書の「意見」・「指摘」を踏まえた事務の適正執行について

本年度に実施されました包括外部監査の結果報告書において、県立学校における各種契約や学校徴収金等に対する意見・指摘がなされたところです。

については、このたびの包括外部監査の意見・指摘を踏まえ、次の点に留意の上、適正な事務執行に努めるよう所属職員に周知徹底してください。

## 1 契約事務の適正執行

### (1) このたびの報告書において、

ア 「契約内容を細分化して予定価格を引き下げ、競争入札を回避した」

イ 「指名競争入札において、2者指名による指名競争入札が実施されている」

との指摘があったので、今後、このような指摘を受けることのないよう、適正な事務執行に努めること。

万一、特別な理由があって、契約を分割する必要が生じ、その結果、随意契約になるような場合は、予め教育総務課に協議すること。

また、指名競争入札の実施にあたっては、必ず3者以上を指名して実施すること。

なお、本来の手続きにより難しい特別な理由がある場合は、予め教育総務課に協議すること。

### (2) 過去にとらわれることなく、すべての契約について、競争入札の原点に立ち返り、法令等に準拠した適正な事務執行と、価格競争による経済合理性を追求すること。

ア 一般競争入札とする場合は、より多くの者が参加できる仕様とすること。

イ 指名競争入札とする場合も、より多くの者を指名して競争性を高めること。

ウ 随意契約ができる予定価格の場合であっても、競争入札や、より多くの者からの見積もり合わせを検討すること。

エ 一者随意契約については、あらかじめ競争入札や見積もり合わせの可能性を検討すること。

### (3) 上記にかかわらず、公務員は全体の奉仕者であることを常に認識し、職務の遂行にあたっては、徳島県契約事務規則をはじめとする法令等を遵守すること。

## 2 PTA会計、自販機会計等について

### (1) 予算、執行、決算の各段階において、使途の明確化を図るとともに、説明責任を果たすこと。

### (2) これらの会計の管理にあたっては、公費に準じた内部チェック体制を確立すること。

### (3) こうした状況を踏まえ、平成21年度の決算状況のPTA総会への報告や、平成22年度以降の予算執行においてはPTAの意思決定を受けるなど、監査人の意見を踏まえた適切な対応について留意すること。

各課（室・所・館）長 殿  
文化の森振興総局長 殿

教 育 長

平成21年度包括外部監査結果報告書の「意見」・「指摘」を踏まえた事務の適正執行について

本年度に実施されました包括外部監査の結果報告書において、県立学校における各種契約や学校徴収金等に対する意見・指摘がなされたところです。

については、このたびの包括外部監査の意見・指摘を踏まえ、次の点に留意の上、適正な事務執行に努めるよう所属職員に周知徹底してください。

#### 1 契約事務の適正執行

(1) このたびの報告書において、

ア 「契約内容を細分化して予定価格を引き下げ、競争入札を回避した」

イ 「指名競争入札において、2者指名による指名競争入札が実施されている」との指摘があったので、今後、このような指摘を受けることのないよう、適正な事務執行に努めること。

万一、特別な理由があって、契約を分割する必要が生じ、その結果、随意契約になるような場合は、予め教育総務課に協議すること。

また、指名競争入札の実施にあたっては、必ず3者以上を指名して実施すること。

なお、本来の手続きにより難い特別な理由がある場合は、予め教育総務課に協議すること。

(2) 過去にとらわれることなく、すべての契約について、競争入札の原点に立ち返り、法令等に準拠した適正な事務執行と、価格競争による経済合理性を追求すること。

ア 一般競争入札とする場合は、より多くの者が参加できる仕様とすること。

イ 指名競争入札とする場合も、より多くの者を指名して競争性を高めること。

ウ 随意契約ができる予定価格の場合であっても、競争入札や、より多くの者からの見積もり合わせを検討すること。

エ 一者随意契約については、あらためて競争入札や見積もり合わせの可能性を検討すること。

(3) 上記にかかわらず、公務員は全体の奉仕者であることを常に認識し、職務の遂行にあたっては、徳島県契約事務規則をはじめとする法令等を遵守すること。